						畜産物缶詰及び畜産物瓶詰
「もどし豆」の用語（グリンピース缶詰又はグリンピース瓶詰のうちもどし豆を使用したものに限る。）	「もどし原料使用」の用語（マッシュルーム缶詰又はマッシュルーム瓶詰のうち塩蔵したマッシュルームを水で戻して使用したものに限る。）	固形分（えのきたけ缶詰又はえのきたけ瓶詰のうちえのきたけをしょうゆ、砂糖類等と煮込んだものに限る。）	形状を表す写真、絵又は図柄（パイアップル缶詰に限る。）	内容個数（家きん卵水煮缶詰又は家きん卵水煮瓶詰及びその他の畜産物缶詰又は瓶詰のうち家きん卵を詰めたものに限る。）	使用上の注意（内面塗装缶以外を使用した缶詰に限る。）	食肉の名称（食肉缶詰又は食肉瓶詰、コーンドミート缶詰又はコーンドミート瓶詰及び食肉等を詰めたその他の畜産物缶詰又はその他の畜産物瓶詰であって、畜産物商品名に使用した食肉の名称を表示しない場合に限る。）	肉片形状の用語（食肉缶詰又は食肉瓶詰及び食肉等を詰めたその他の畜産物缶詰又はその他の畜産物瓶詰であって、畜産物商品名から小肉片、ほぐ
「もどし豆」と表示する。	「もどし原料使用」と表示する。	実固形分を上回らない十の整数倍の数値により、パーセントの単位をもって表示する。	形状を表す写真、絵又は図柄を表示する。	「〇〇個」又は「〇〇〇個～〇〇〇個」（下限の個数は上限の個数の八十パーセント以上であること。）と表示する。	「開缶後はガラス等の容器に移し換えること」等と表示する。	使用した食肉の名称を表示する。	小肉片を使用したものについては「小肉片」の用語を、「ほぐし肉」の用語を使用したものについては「ほぐし肉」の用語を、「ひき肉」の用語を使用したものについては「ひき肉」の用語を、骨付きの食肉を使用したものについては「骨付」の用語を表示する。

	調理食品缶詰及び調理食品瓶詰			水のみを原料とする清涼飲料水
し肉、ひき肉又は骨付きのものを使用したことが明らかでない場合に限る。）	使用上の注意（内面塗装缶以外を使用した缶詰に限る。）	食肉の名称（食肉野菜煮缶詰又は食肉野菜煮瓶詰及び食肉を調理して詰めたその他の調理食品缶詰又は瓶詰であって、食肉の名称に使用した食肉の商品名を表示していない場合に限る。）	「骨付」の用語（その他の調理食品缶詰又は瓶詰であって、骨付きの食肉を使用したものに限る。）	固形量又は内容量に対する食肉、臓器及び可食部分及びそれらの加工品の重量の割合（食肉野菜煮缶詰又は瓶詰であって、食肉野菜煮瓶詰及び食肉を調理して詰めたその他の調理食品缶詰又は瓶詰であって、内容量に対する食肉、臓器及び可食部分及びそれらの加工品の重量の割合が固形量又は内容量の十パーセント以上のものに限る。）
	「開缶後はガラス等の容器に移し換えること」等と表示する。	使用した食肉の名称を表示する。	「骨付」の用語を表示する。	実混合割合を上回らない、十の整数倍の数値により、パーセントの単位をもって、表示する。
				「殺菌又は除菌を行っていない旨を示す文言を表示する。

						殺菌又は除菌を行っていない旨を示す文言
						殺菌又は除菌を行っていない旨（容器包装内の二酸化炭素圧力が摂氏二十度で一気圧において九十八キロパスカル未満であり、かつ、当該食品中に由来して存在し、発育し、又は増殖する微生物を除去し、又は死滅させる菌等（ろ過等により除菌することを行わないものを除く。）を行っていない旨を表示する。）